

別表第1 参考項目

1 道路事業(林道事業を除く。以下同じ。)に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境					水環境		地質環境		その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	放射線の量
		大気質			騒音	振動	水質		地形及び地質	地盤	その他									
		窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	水の濁り	重要な地形及び地質	地盤沈下	日照障害	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素等	文化財	空間線量率及び放射能濃度
工事の実施	建設機械の稼働			●	●	●					●						●		●※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			●	●	●					●						●		●※	
	切土工等又は既存工作物の撤去等									●		●	●			●		●	●※	
	工事施工ヤードの設置										●	●	●					●	●※	
	工事用道路等の設置										●	●	●					●	●※	
土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式又は掘割式)の存在									●			●	●				●		
	道路(嵩上式)の存在									●	●	●	●	●				●		
	消雪パイプの稼働											●								
	自動車の走行	●	●		●	●											●			
	休憩所の存在及び供用									●	●			●			●			

備考

- 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の3の各表を参照。
- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。
- この表において「休憩所」とは、自動車専用道路及び一般国道等に設置される休憩所(公衆便所を含む。)をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

2 林道事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境			水環境	地質環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	放射線の量
		大気質	騒音	振動	水質	地形及び地質									
		粉じん等	騒音	振動	水の濁り	重要な地形及び地質	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素等	文化財	空間線量率及び放射能濃度
工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	●	●	●		●						●		●※	
	建設機械の稼働	●	●	●		●		●				●		●※	
	造成等の工事による一時的な影響				●	●	●	●			●		●	●※	
工及作土 及び物地 供の又 用存は 在	事業の立地及び林道の存在				●	●	●	●	●	●			●		
	自動車の走行					●						●			

備考

- 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の3の各表を参照。
- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、有形民俗文化財、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

3 堰事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境			水環境					地質環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	放射線の量
		大気質	騒音	振動	水質			底質	地下水の水質及び水位	地形及び地質										
		粉じん等	騒音	振動	水の濁り	富栄養化	溶存酸素量	水底の泥土	地下水の水位	重要な地形及び地質	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素等	文化財	空間線量率及び放射能濃度	
工 事 の 実 施	建設機械の稼働	●	●	●	●						●	●	●				●		●※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	●	●	●							●						●		●※	
	堰本体の工事				●						●	●	●		●	●		●	●※	
	護岸の工事				●						●	●	●		●	●		●	●※	
	掘削の工事				●						●	●	●		●	●		●	●※	
工 及 作 土 び 物 地 供 の 又 用 存 は 在	堰及び護岸の存在								●	●	●	●	●	●				●		
	堰の供用及び湛水区域の存在				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●		

備考

- 1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の3の各表を参照。
- 2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、有形民俗文化財、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

4 放水路事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査, 予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境			水環境			地質環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	放射線の量
		大気質	騒音	振動	水質	地下水の水質及び水位	地形及び地質	地盤										
		粉じん等	騒音	振動	水の濁り	地下水の水位	塩化物イオン濃度	重要な地形及び地質	地盤沈下	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素等	文化財	空間線量率及び放射能濃度
工事の実施	建設機械の稼働	●	●	●	●					●	●	●			●		●※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	●	●	●						●					●		●※	
	洪水を分流させる施設の工事				●					●	●	●		●		●	●※	
	掘削の工事				●					●	●	●		●		●	●※	
	堤防の工事				●					●	●	●		●			●※	
工及作土及び物地供の又用存は在	放水路の存在及び供用				●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		

備考

- 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の3の各表を参照。
- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、有形民俗文化財、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

5 鉄道及び軌道事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境			水環境	地質環境	その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	放射線の量
		大気質	騒音	振動	水質	地形及び地質	その他									
		粉じん等	騒音	振動	水の濁り	重要な地形及び地質	日照阻害	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素等	文化財	空間線量率及び放射能濃度
工事の実施	建設機械の稼働	●	●	●			●						●		●※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	●	●	●			●						●		●※	
	造成工事及び施設の設置等				●		●	●	●		●		●	●	●※	
土存在又は及び工供作用物の	鉄道施設又は軌道施設の存在(地表式又は掘割式)					●	●	●	●	●	●			●		
	鉄道施設又は軌道施設の存在(嵩上式)					●	●	●	●	●	●			●		
	列車又は車両の走行(地上式)		●	●									●			
	列車又は車両の走行(地下式)			●									●			

備考

- 1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の3の各表を参照。
- 2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、有形民俗文化財、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

6 飛行場事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境		地質環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	放射線の量
		大気質		騒音	振動	水質		地形及び地質									
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	水の濁り	重要な地形及び地質	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素等	文化財	空間線量率及び放射能濃度
工事の実施	建設機械の稼働	●	●	●	●				●						●		●※
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	●	●	●	●				●						●		●※
	造成工事及び施設の設置等		●			●	●		●	●	●		●		●		●※
土存地在又は供用物の	飛行場及びその施設の使用						●	●	●	●	●	●			●		
	航空機の運行	●		●					●						●		
	飛行場の施設の供用	●				●									●		

備考

- 1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の3の各表を参照。
- 2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、有形民俗文化財、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

7 火力発電所事業(地熱を利用するものを除く。以下同じ。)に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素													生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査, 予測及び評価されるべき環境要素						
		大気環境						水環境						地質環境	動物		植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	放射線の量			
		大気質					騒音		振動		水質				底質	その他	重要な地形及び地質	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	海域に生息する動物	重要な植物種・群落及びその生育地(海域に生育するものを除く。)	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	廃棄物	二酸化炭素等	文化財	空間線量率及び放射能濃度
		硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	石炭粉じん	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	水の濁り	水温	富栄養化	有害物質	流向及び流速	重要な地形及び地質	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	海域に生息する動物	重要な植物種・群落及びその生育地(海域に生育するものを除く。)	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	廃棄物	二酸化炭素等	文化財	空間線量率及び放射能濃度		
工事の実施	建設機械の稼働		●			●	●	●		●			●		●	●	●	●						●		●※			
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		●			●	●	●							●						●			●		●※			
	造成工事及び施設の設置等								●						●	●	●	●	●			●	●		●	●※			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在				●							●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●				
	施設の稼働	排ガス	●	●	●																			●					
		排水							●		●																		
		温排水								●			●			●		●	●										
		機械等の稼働				●	●	●																	●				
	資材等の搬出入		●			●	●	●													●			●					
廃棄物の発生																						●							

備考
 1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の3の各表を参照。
 2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 7 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

8 風力発電所事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査, 予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境			水環境	地質環境		その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	放射線の量		
		大気質	騒音		振動	水質	地形及び地質	地盤	その他						重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地				地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
		粉じん等	騒音	超低周波音	振動	水の濁り	重要な地形及び地質	地盤及び斜面の安定性	電波障害	風車の影											
工事の実施	建設機械の稼働	●	●		●					●		●					●		●※		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	●	●		●					●		●		●			●		●※		
	造成等の施工による一時的な影響	●				●		●		●	●	●			●	●		●	●※		
工及作土及び物地供の又用存は在	地形改変後の土地及び施設が存在					●	●	●		●	●	●	●	●				●			
	施設の稼働		●	●				●	●	●		●	●	●							

備考

- 1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の3の各表を参照。
- 2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
- 6 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- 9 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 10 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 11 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、有形民俗文化財、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

9 太陽電池発電所事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境			地質環境		その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	放射線の量
		大気質		騒音	振動	水質		地下水	地形及び地質	地盤	その他										
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	有害物質	有害物質	重要な地形及び地質	地盤及び斜面の安定性	反射光	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	重要な植物種・群落及びその生育地(海域に生育するものを除く。)	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	廃棄物	二酸化炭素等	文化財	空間線量率及び放射能濃度
工事の実施	建設機械の稼働	●	●	●	●						●	●	●				●			●※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	●	●	●	●						●	●	●		●			●		●※	
	造成工事及び施設の設置等					●					●	●	●			●			●	●※	
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		
	施設の稼働			●																	

備考

1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の3の各表を参照。

2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。

8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、有形民俗文化財、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

10 ごみ焼却施設及び産業廃棄物焼却施設事業(以下「焼却施設事業」という。)に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査, 予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境							水環境				地質環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	放射線の量
		大気質					騒音	振動	悪臭	水質			地質及び地質										
		硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	有害物質				騒音	振動	悪臭		水の汚れ	水の濁り	有害物質	重要な地形及び地質	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物
工事の実施	建設機械の稼働				●		●	●						●						●		●※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				●		●	●						●							●		●※
	造成工事及び施設の設置等										●			●	●	●			●			●※	
土地又は工作物の存在及び供用	地形変更後の土地及び施設の存在												●	●	●	●	●	●				●	
	施設の稼働	排ガス	●	●	●				●												●		●※
		排水								●	●	●											●※
		機械等の稼働						●	●														●※
	廃棄物の搬出入		●		●		●	●													●		●※
廃棄物の発生																			●			●※	

備考

- 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の3の各表を参照。
- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

11 し尿処理施設事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査, 予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境					水環境			地質環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	放射線の量
		大気質		騒音	振動	悪臭	水質			地形及び地質											
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	重要な地形及び地質	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	廃棄物	二酸化炭素等	文化財	空間線量率及び放射能濃度	
工事の実施	建設機械の稼働		●	●	●						●							●		●※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		●	●	●						●							●		●※	
	造成工事及び施設の設置等									●		●	●			●			●	●※	
土存在又は供作用物の	地形改変後の土地及び施設の存在								●	●	●	●	●	●					●		
	施設の稼働			●	●	●	●	●										●		●※	
	し尿の搬入	●		●	●													●		●※	
	廃棄物の発生																●			●※	

備考

- 1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の3の各表を参照。
- 2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

12 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場事業(以下「最終処分場事業」という。)に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境					水環境					地質環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等		文化財	放射線の量	
		大気質			騒音	振動	悪臭	水質				地下水の水質及び水位	地形及び地質							重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地			地域を特徴づける生態系
		硫黄酸化物	窒素酸化物	粉じん等				水の汚れ	水の濁り	富栄養化	有害物質			地下水の流れ	重要な地形及び地質									
工事の実施	建設機械の稼働	陸上埋立	●	●	●	●								●	●				●			●※		
	建設機械及び作業船の稼働	水面埋立	●	●	●	●								●	●				●			●※		
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		●	●	●	●								●					●			●※		
	造成等の施工	陸上埋立							●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●※		
	護岸等の施工	水面埋立							●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●※		
土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場の存在	陸上埋立									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		水面埋立						●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	埋立・覆土用機械の稼働	陸上埋立			●	●	●															●	●※	
		水面埋立			●	●	●																●	●※
	浸出液処理施設の稼働	陸上埋立				●	●																●	●※
		水面埋立				●	●																●	●※
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		●	●	●	●																●	●※	
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航	水面埋立	●	●	●																	●	●※	
	廃棄物の存在・分解																				●		●※	
浸出液処理水の排出							●	●	●	●												●※		

備考
 1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の各表を参照。
 2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 7 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

13 下水道終末処理場事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素				文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境					水環境				地質環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等			温室効果ガス等	文化財	放射線の量	
		大気質		騒音	振動	悪臭	水質				地形及び地質						重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系				主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	有害物質	重要な地形及び地質												
工事の実施	建設機械の稼働		●	●	●							●									●		●※
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		●	●	●							●									●		●※
	造成工事及び施設の設置等											●	●	●			●						●※
土存地在又は供用物の	地形改変後の土地及び施設の存在									●	●	●	●	●	●							●	
	施設の稼働	●		●	●	●	●	●	●												●		●※
	廃棄物の発生																●						●※

備考

- 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の各表を参照。
- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

14 公有水面の埋立又は干拓事業(以下「公有水面埋立等事業」という。)に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査, 予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境		地質環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	放射線の量
		大気質		騒音	振動	水質		地形及び地質						建設工事に伴う副産物	廃棄物			
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	水の濁り		重要な地形及び地質	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			主要な人と自然との触れ合いの活動の場	二酸化炭素等	文化財
工事の実施	建設機械の稼働	●	●	●	●				●	●	●					●		●※
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	●	●	●	●				●	●	●					●		●※
	堤防及び護岸の工事							●	●	●	●		●	●				●※
	埋立ての工事							●	●	●	●		●					●※
土存地在又は供作用物の	埋立地及び施設の有無					●		●	●	●	●	●	●			●		
	工事等における事業活動	●		●	●	●	●							●	●			
	資材等の搬出入	●	●	●	●										●			

備考

- 1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の各表を参照。
- 2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

15 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査, 予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境		地質環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	放射線の量
		大気質		騒音	振動	水質		地形及び地質						重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地			
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	水の濁り	重要な地形及び地質										
工事の実施	建設機械の稼働	●	●	●	●				●	●	●					●		●※
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	●	●	●	●				●	●	●					●		●※
	造成工事及び工作物の建設							●	●	●			●				●	●※
土存在又は及び工作物の自動車の走行	地形変更後の土地及び工作物の存在						●	●	●	●	●	●					●	
	宅地等における人の活動					●								●				
	自動車の走行			●	●											●		

備考

- 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の各表を参照。
- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

16 工業団地造成事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査, 予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境						水環境			地質環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	放射線の量
		大気質				騒音	振動	水質			地形及び地質	地盤										
		硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等			水の汚れ	水の濁り	有害物質			重要な地形及び地質	地盤沈下	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	廃棄物	二酸化炭素等
工事の実施	建設機械の稼働		●		●	●	●						●	●	●				●		●※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		●		●	●	●						●	●	●				●		●※	
	造成工事及び工作物の建設							●					●	●	●		●		●		●※	
土存地在又は及び工作物の	地形改変後の土地及び工作物の存在									●		●	●	●	●	●				●		
	工場等における事業活動	●	●	●		●	●	●	●		●							●	●			
	資材等の搬出入		●		●	●	●											●				

備考

- 1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の各表を参照。
- 2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

17 流通業務団地造成事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素					生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査, 予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境				水環境	地質環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	放射線の量
		大気質		騒音	振動	水質	地形及び地質						重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	重要な地形及び地質										
工事の実施	建設機械の稼働	●	●	●	●			●	●	●				●		●※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	●	●	●	●			●	●	●				●		●※	
	造成工事及び工作物の建設					●		●	●	●		●			●	●※	
工及作土 及び物地 供の又 用存は 在	地形改変後の土地及び工作物の存在							●	●	●	●	●			●		
	事業場等における事業活動及び資材等の搬出入	●	●	●	●								●	●			
備考																	
1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の3の各表を参照。																	
2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。																	
3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。																	
4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。																	
5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。																	
6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。																	
7 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。																	
8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。																	
9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。																	
10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。																	

18 農用地造成事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査, 予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境		地質環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	放射線の量
		大気質		騒音	振動	水質		地形及び地質						建設工事に伴う副産物	廃棄物			
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	水の濁り	重要な地形及び地質	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			文化財	空間線量率及び放射能濃度	
工事の実施	建設機械の稼働	●	●	●	●				●	●	●				●		●※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	●	●	●	●				●	●	●				●		●※	
	造成工事及び工作物の建設								●	●	●			●		●	●※	
工及作土及び物地供の又用存は在	地形変更後の土地及び工作物の存在						●	●	●	●	●	●				●		
	農用地の使用	●	●	●	●	●	●							●				

備考

- 1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の3の各表を参照。
- 2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

19 土石又は砂利採取事業(以下「土石等採取事業」という。)に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素					生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査, 予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境				水環境	地質環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	放射線の量
		大気質		騒音	振動	水質	地形及び地質									
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の濁り	重要な地形及び地質	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素等	文化財	空間線量率及び放射能濃度
工事の実施	建設機械の稼働	●	●	●	●			●	●	●			●		●※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	●	●	●	●			●	●	●			●		●※	
	プラントの建設					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●※	
土存地在又は及び工供作用物の	土石等の採取					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●※	
	プラント及び建設機械の稼働	●	●	●	●	●							●		●※	
	土石等の搬出入	●	●	●	●								●		●※	

備考

- 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の各表を参照。
- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものをとする。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

20 スポーツ又はレクリエーション施設事業(以下「レクリエーション施設等事業」という。)に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査, 予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境				地質環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	放射線の量
		大気質		騒音	振動	水質			地下水の水質及び水位	地形及び地質	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地						重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系			
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	水の濁り	有害物質	有害物質	重要な地形及び地質											
工事の実施	建設機械の稼働	●	●	●	●						●							●		●※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	●	●	●	●						●							●		●※	
	造成工事及び施設の設置等						●				●	●	●			●			●	●※	
土地存在又は供用物の	地形改変後の土地及び施設の存在								●	●	●	●	●	●					●		
	施設の供用	●				●		●	●								●	●			
	自動車の走行			●	●													●			

備考

- 1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の各表を参照。
- 2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

21 工場又は事業場事業(以下「工場等事業」という。)に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査, 予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境						水環境			地質環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	放射線の量
		大気質				騒音	振動	水質			地形及び地質	地盤										
		硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等			水の汚れ	水の濁り	有害物質			重要な地形及び地質	地盤沈下	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	廃棄物	二酸化炭素等
工事の実施	建設機械の稼働				●	●	●						●						●		●※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				●	●	●						●						●		●※	
	造成工事及び工作物の建設							●					●	●	●		●			●	●※	
土存地在又は及び工作物の	地形改変後の土地及び工作物の存在									●		●	●	●	●	●				●		
	工場等における事業活動	●	●	●		●	●	●	●		●							●	●			
	資材等の搬出入		●		●	●	●												●			

備考

- 1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の各表を参照。
- 2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

22 複合開発事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査, 予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境			地質環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	放射線の量		
		大気質				騒音	振動	水質								地形及び地質	地盤					
		硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等			騒音	振動	水の汚れ	水の濁り	有害物質	重要な地形及び地質	地盤沈下	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地			重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物
工事の実施	建設機械の稼働		●		●	●	●					●	●	●					●		●※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		●		●	●	●					●	●	●					●		●※	
	造成工事及び工作物の建設							●				●	●	●			●			●	●※	
土存在地又は供作用物の	地形変更後の土地及び工作物の存在									●		●	●	●	●	●					●	
	工場等における事業活動	●	●	●		●	●	●	●		●							●	●		●※	
	資材等の搬出入		●		●	●	●												●		●※	
	施設の供用																		●			

備考

- 1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の各表を参照。
- 2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、有形民俗文化財、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。